



# 秋田県公報

### 告示

### 目次

### ページ

市町村が処理することとする権限移譲対象事務の範囲等の一部改正(一二六)

一三〇・分権改革推進室)..... 1

結核予防法による指定医療機関の指定の辞退(一三一・湯沢保健所)..... 16

漁船損害等補償法による付保義務の発生(一三二・水産漁港課)..... 16

土地区画整理事業施行地区内の土地の換地処分取消し及び新たな換地処分(一三三・都市計画課)..... 16

道路区域の変更(一三四・道路課)..... 16

道路の供用開始(一三五・道路課)..... 17

公 告

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による避難施設  
の指定(総合防災課)..... 17

共同施行等土地改良事業の施行の認可(仙北地域振興局農林部)..... 17

県営土地改良事業の換地処分(仙北地域振興局仙北平野農村整備事務所)二件..... 17

### 告 示

秋田県告示第百二十六号  
市町村が処理することとする権限移譲対象事務の範囲等(平成十七年秋田県告示第  
五十二号)の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十日から施行する。  
平成十八年二月十七日

第一号の表条例別表第三十二に定める事務の項を次のように改める。

秋田県知事 寺 田 典 城

条例別表第三十二に定める事務

市町村(秋田市、 横手市、にかほ市、 仙北市及び三種町 を除く。)	平成十七年四月一日
仙北市	平成十七年九月二十日
横手市、にかほ市	平成十七年十月一日
三種町	平成十八年三月二十日

第一号の表条例別表第五十三に定める事務の項を次のように改める。

条例別表第五十三に定める事務

市町村(横手市、 にかほ市、仙北市 及び三種町を除 く。)	平成十七年四月一日
仙北市	平成十七年九月二十日
横手市、にかほ市	平成十七年十月一日
三種町	平成十八年三月二十日

第一号の表条例別表第六十三に定める事務の項を次のように改める。

条例別表第六十三に定める事務

市町村(横手市、 にかほ市、仙北市 及び三種町を除 く。)	平成十七年四月一日
仙北市	平成十七年九月二十日
横手市、にかほ市	平成十七年十月一日

第一号の表条例別表第八十五第一号に定める事務の項及び条例別表第八十五第二号に定める事務の項を次のように改める。

	第一号の表条例別表第八十五第一号に定める事務の項及び条例別表第八十五第二号に定める事務の項を次のように改める。	条例別表第八十五第一号に定める事務				条例別表第八十五第二号に定める事務			
		三種町	横手市、にかほ市	仙北市	市町村(秋田市、横手市、大館市、にかほ市、仙北市及び三種町を除く。)	三種町	横手市、にかほ市	仙北市	市町村(横手市、にかほ市、仙北市及び三種町を除く。)
市町村(秋田市、横手市、にかほ市、仙北市及び三種町を除く。)		平成十七年四月一日	平成十七年四月一日	平成十七年九月二十日	平成十七年九月二十日	平成十七年十月一日	平成十七年十月一日	平成十七年十月一日	平成十七年十月一日
平成十七年四月一日		平成十八年三月二十日	平成十八年三月二十日	平成十八年三月二十日	平成十八年三月二十日	平成十八年三月二十日	平成十八年三月二十日	平成十八年三月二十日	平成十八年三月二十日

第二号の表条例別表第八十五第二十六号に定める事務の項及び条例別表第八十五第二十七号に定める事務の項を次のように改める。

	第二号の表条例別表第八十五第二十六号に定める事務の項及び条例別表第八十五第二十七号に定める事務の項を次のように改める。	条例別表第八十五第二十六号に定める事務				条例別表第八十五第二十七号に定める事務			
		三種町	横手市、にかほ市	仙北市	市町村(秋田市、横手市、大館市、にかほ市、仙北市及び三種町を除く。)	三種町	横手市、にかほ市	仙北市	市町村(秋田市、能代市、横手市、鹿角市、にかほ市、仙北市及び三種町を除く。)
平成十七年九月二十日		平成十七年八月一日	平成十七年八月一日	平成十七年八月一日	平成十七年八月一日	平成十七年八月一日	平成十七年八月一日	平成十七年八月一日	平成十七年八月一日
平成十七年九月二十日		平成十七年九月二十日	平成十七年九月二十日	平成十七年九月二十日	平成十七年九月二十日	平成十七年九月二十日	平成十七年九月二十日	平成十七年九月二十日	平成十七年九月二十日

秋田県告示第百二十七号

市町村が処理することとする権限移譲対象事務の範囲等（平成十七年秋田県告示第百二十七号）の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十一日から施行する。

平成十八年二月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

第一号の表条例別表第十三に定める事務の項を次のように改める。

条例別表第十三に定める事務			
能代市	横手市、にかほ市	仙北市	市（秋田市、能代市、横手市、にかほ市及び仙北市を除く。）
日 平成十八年三月二十一日	平成十七年十月一日	平成十七年九月二十日	平成十七年四月一日

第一号の表条例別表第二十六に定める事務の項及び条例別表第二十七に定める事務の項を次のように改める。

条例別表第二十六に定める事務			条例別表第二十七に定める事務		
能代市	羽後町	男鹿市	能代市	羽後町	男鹿市
日 平成十八年三月二十一日	平成十七年十月一日	平成十七年四月一日	平成十八年三月二十一日	平成十七年十月一日	平成十七年四月一日

第一号の表条例別表第三十二に定める事務の項を次のように改める。

条例別表第三十二に定める事務			
能代市	三種町	横手市、にかほ市	仙北市
日 平成十八年三月二十一日	平成十八年三月二十日	平成十七年十月一日	平成十七年九月二十日

第一号の表条例別表第三十三に定める事務の項から条例別表第三十八に定める事務の項まで及び条例別表第四十に定める事務の項から条例別表第四十二に定める事務の項までの規定中、「平成十七年四月一日」を「平成十八年三月二十一日」に改め、同表条例別表第四十三に定める事務の項を次のように改める。

条例別表第四十三に定める事務	
能代市	鹿角市、潟上市、藤里町、東成瀬村
日 平成十八年三月二十一日	平成十七年四月一日

第一号の表条例別表第四十七に定める事務の項から条例別表第五十三に定める事務の項までを次のように改める。

条例別表第四十七に定める事務		
能代市	横手市	秋田市、藤里町、羽後町
日 平成十八年三月二十一日	平成十七年十月一日	平成十七年四月一日

条例別表第五十二に定める事務			条例別表第五十一に定める事務			条例別表第五十に定める事務			条例別表第四十九に定める事務			条例別表第四十八に定める事務		
能代市	横手市	秋田市、大館市、男鹿市、羽後町	能代市	横手市、上小阿仁村	秋田市、大館市、羽後町	能代市	上小阿仁村	秋田市、羽後町	能代市	上小阿仁村	秋田市、羽後町	能代市	横手市	秋田市、藤里町、羽後町
平成十八年三月二十一日	平成十七年十月一日	平成十七年四月一日	平成十八年三月二十一日	平成十七年十月一日	平成十七年四月一日	平成十八年三月二十一日	平成十七年十月一日	平成十七年四月一日	平成十八年三月二十一日	平成十七年十月一日	平成十七年四月一日	平成十八年三月二十一日	平成十七年十月一日	平成十七年四月一日

第一号の表条例別表第六十に定める事務の項から条例別表第六十四に定める事務の項までを次のように改める。

条例別表第六十に定める事務	秋田市、大館市、男鹿市、鹿角市、八郎潟町、羽後町、東成瀬村	平成十七年四月一日
---------------	-------------------------------	-----------

第一号の表条例別表第五十五に定める事務の項及び条例別表第五十六に定める事務の項を次のように改める。

条例別表第五十五に定める事務	秋田市	平成十七年四月一日
条例別表第五十六に定める事務	能代市	平成十八年三月二十一日
	秋田市、藤里町、羽後町	平成十七年四月一日
	能代市	平成十八年三月二十一日

条例別表第五十三に定める事務	市町村（能代市、横手市、にかほ市、仙北市及び三種町を除く。）	平成十七年四月一日
	仙北市	平成十七年九月二十日
	横手市、にかほ市	平成十七年十月一日
	三種町	平成十八年三月二十日
	能代市	平成十八年三月二十一日

		条例別表第六十二に定める事務				条例別表第六十一に定める事務				
仙北市	市町村(能代市、横手市、にかほ市、仙北市及び三種町を除く。)	能代市	仙北市	大館市	郷町 村、五城目町、美町、藤里町、峰浜村、八森	能代市	横手市、上小阿仁村	秋田市、大館市、男鹿市、鹿角市、八郎潟町、羽後町、東成瀬村	能代市	横手市、上小阿仁村
平成十七年九月二十日	平成十七年四月一日	平成十八年三月二十一日	平成十七年九月二十日	平成十七年六月二十日	平成十七年四月一日	平成十八年三月二十一日	平成十七年十月一日	平成十七年四月一日	平成十八年三月二十一日	平成十七年十月一日

第一号の表条例別表第六十七に定める事務の項及び条例別表第六十八に定める事務の項を次のように改める。

鹿角市	条例別表第六十五第一号に定める事務				第一号の表条例別表第六十五第二号に定める事務の項を次のように改める。				条例別表第六十三に定める事務		
	能代市	横手市、にかほ市	仙北市	市(秋田市、能代市、横手市、にかほ市及び仙北市を除く。)	能代市	横手市、にかほ市	仙北市	市(秋田市、能代市、横手市、にかほ市及び仙北市を除く。)	能代市	三種町	横手市、にかほ市
平成十七年四月一日	平成十八年三月二十一日	平成十七年十月一日	平成十七年九月二十日	平成十七年四月一日	平成十八年三月二十一日	平成十七年十月一日	平成十七年九月二十日	平成十七年四月一日	平成十八年三月二十一日	平成十八年三月二十日	平成十七年十月一日

	条例別表第六十七に定める事務			
	能代市	市(秋田市、能代市、横手市、にかほ市及び仙北市を除く。)	平成十七年四月一日	平成十八年三月二十一日
	条例別表第六十八に定める事務			
	仙北市	横手市、にかほ市	平成十七年九月二十日	平成十七年九月二十日
	条例別表第六十八に定める事務			
	横手市、にかほ市	能代市	平成十七年十月一日	平成十八年三月二十一日
	条例別表第八十五第一号に定める事務			
	市町村(秋田市、横手市、にかほ市、仙北市及び三種町を除く。)	仙北市	平成十七年九月二十日	平成十七年四月一日
	条例別表第八十五第一号に定める事務			
	横手市、にかほ市	三種町	平成十七年十月一日	平成十七年四月一日
	条例別表第八十五第一号に定める事務			
	能代市	市町村(秋田市、横手市、にかほ市、大館市、にかほ市、仙北市及び三種町を除く。)	平成十八年三月二十一日	平成十七年四月一日

第一号の表条例別表第八十五第一号に定める事務の項及び条例別表第八十五第二号に定める事務の項を次のように改める。

	条例別表第八十五第一号に定める事務			
	仙北市	横手市、にかほ市	平成十七年九月二十日	平成十七年九月二十日
	第二号の表条例別表第八十五第二号に定める事務の項を次のように改める。			
	三種町	能代市	平成十七年十月一日	平成十八年三月二十一日
	第二号の表条例別表第八十五第四号に定める事務			
	市町村(秋田市、横手市、にかほ市、仙北市及び三種町を除く。)	仙北市	平成十七年九月二十日	平成十七年四月一日
	第二号の表条例別表第八十五第二号に定める事務の項を次のように改める。			
	横手市、にかほ市	三種町	平成十七年十月一日	平成十七年八月一日
	第二号の表条例別表第八十五第二十七号に定める事務			
	能代市	市町村(秋田市、横手市、にかほ市、大館市、にかほ市、仙北市及び三種町を除く。)	平成十七年九月二十日	平成十七年九月二十日

横手市、にかほ市	平成十七年十月一日
三種町	平成十八年三月二十日
能代市	平成十八年三月二十一日

秋田県告示第百二十八号  
 市町村が処理することとする権限移譲対象事務の範囲等（平成十七年秋田県告示第  
 五十二号）の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十七日から施行する。  
 平成十八年二月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城  
 第一号の表条例別表第三十二に定める事務の項を次のように改める。

市町村（秋田市、 能代市、横手市、 にかほ市、仙北市、 三種町及び八峰町 を除く。）	平成十七年四月一日
仙北市	平成十七年九月二十日
横手市、にかほ市	平成十七年十月一日
三種町	平成十八年三月二十日
能代市	平成十八年三月二十一日
八峰町	平成十八年三月二十七日

第一号の表条例別表第五十三に定める事務の項及び条例別表第五十四に定める事務  
 の項を次のように改める。

市町村（能代市、	
----------	--

横手市、にかほ市、 仙北市、三種町及 び八峰町を除 く。）	平成十七年四月一日
仙北市	平成十七年九月二十日
横手市、にかほ市	平成十七年十月一日
三種町	平成十八年三月二十日
能代市	平成十八年三月二十一日
八峰町	平成十八年三月二十七日

条例別表第五十三に定める事務

男鹿市、由利本荘 市、八郎潟町	平成十七年四月一日
にかほ市	平成十七年十月一日
八峰町	平成十八年三月二十七日

条例別表第五十四に定める事務

第一号の表条例別表第六十二に定める事務の項及び条例別表第六十三に定める事務  
 の項を次のように改める。

大仙市、北秋田市、 上小阿仁村、藤里 町、五城目町、美 郷町	平成十七年四月一日
大館市	平成十七年六月二十日
仙北市	平成十七年九月二十日
能代市	平成十八年三月二十一日

条例別表第六十二に定める事務

第一号の表条例別表第八十五第一号に定める事務の項及び条例別表第八十五第一号に定める事務の項を次のように改める。

条例別表第六十三に定める事務		八峰町	市町村(能代市、横手市、にかほ市、仙北市、三種町及び八峰町を除く。)	平成十七年九月二十日
		八峰町	市町村(能代市、横手市、にかほ市、仙北市、三種町及び八峰町を除く。)	平成十七年四月一日
条例別表第八十五第一号に定める事務		横手市、にかほ市	市町村(能代市、横手市、にかほ市、仙北市、三種町及び八峰町を除く。)	平成十七年九月二十日
		横手市、にかほ市	市町村(能代市、横手市、にかほ市、仙北市、三種町及び八峰町を除く。)	平成十七年四月一日
条例別表第八十五第一号に定める事務		三種町	市町村(能代市、横手市、にかほ市、仙北市、三種町及び八峰町を除く。)	平成十八年三月二十日
		三種町	市町村(能代市、横手市、にかほ市、仙北市、三種町及び八峰町を除く。)	平成十八年三月二十日
条例別表第八十五第一号に定める事務		能代市	市町村(能代市、横手市、にかほ市、仙北市、三種町及び八峰町を除く。)	平成十八年三月二十一日
		能代市	市町村(能代市、横手市、にかほ市、仙北市、三種町及び八峰町を除く。)	平成十八年三月二十一日

第一号の表条例別表第八十五第四号に定める事務の項を次のように改める。

条例別表第八十五第四号に定める事務		八峰町	市町村(秋田市、能代市、横手市、にかほ市、仙北市、三種町及び八峰町を除く。)	平成十七年九月二十日
		八峰町	市町村(秋田市、能代市、横手市、にかほ市、仙北市、三種町及び八峰町を除く。)	平成十七年四月一日
条例別表第八十五第四号に定める事務		横手市、にかほ市	市町村(秋田市、能代市、横手市、にかほ市、仙北市、三種町及び八峰町を除く。)	平成十七年九月二十日
		横手市、にかほ市	市町村(秋田市、能代市、横手市、にかほ市、仙北市、三種町及び八峰町を除く。)	平成十七年四月一日
条例別表第八十五第四号に定める事務		三種町	市町村(秋田市、能代市、横手市、にかほ市、仙北市、三種町及び八峰町を除く。)	平成十八年三月二十日
		三種町	市町村(秋田市、能代市、横手市、にかほ市、仙北市、三種町及び八峰町を除く。)	平成十八年三月二十日
条例別表第八十五第四号に定める事務		能代市	市町村(秋田市、能代市、横手市、にかほ市、仙北市、三種町及び八峰町を除く。)	平成十八年三月二十一日
		能代市	市町村(秋田市、能代市、横手市、にかほ市、仙北市、三種町及び八峰町を除く。)	平成十八年三月二十一日

第二号の表条例別表第八十五第二十六号に定める事務の項及び条例別表第八十五第二十七号に定める事務の項を次のように改める。

条例別表第八十五第二十七号に定める事務	八峰町	平成十八年三月二十七日
	市町村(秋田市、能代市、横手市、鹿角市、にかほ市、仙北市、三種町及び八峰町を除く。)	平成十七年四月一日
条例別表第八十五第二十六号に定める事務	仙北市	平成十七年九月二十日
	横手市、にかほ市	平成十七年十月一日
	三種町	平成十八年三月二十日
	八峰町	平成十八年三月二十七日
	市町村(秋田市、能代市、横手市、大館市、にかほ市、仙北市、三種町及び八峰町を除く。)	平成十七年八月一日
	仙北市	平成十七年九月二十日
	横手市、にかほ市	平成十七年十月一日
	三種町	平成十八年三月二十日
	能代市	平成十八年三月二十一日

秋田県告示第百二十九号

市町村が処理することとする権限移譲対象事務の範囲等(平成十七年秋田県告示第百二十九号)の一部を次のように改正し、平成十八年四月一日から施行する。

平成十八年二月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城  
第一号の表条例別表第二に定める事務の項を次のように改める。

条例別表第二に定める事務	羽後町	平成十七年十月一日
	湯沢市	平成十八年四月一日

第一号の表条例別表第四に定める事務の項及び条例別表第五に定める事務の項を次のように改める。

条例別表第四に定める事務	男鹿市	平成十七年四月一日
	羽後町	平成十七年十月一日
	湯沢市、鹿角市、湯沢市、大館市	平成十八年四月一日
	男鹿市	平成十七年四月一日
条例別表第五に定める事務	横手市、羽後町	平成十七年十月一日
	湯沢市、湯沢市、大館市、藤里町	平成十八年四月一日

第一号の表条例別表第十に定める事務の項及び条例別表第十一に定める事務の項を次のように改める。

八峰町	平成十八年三月二十七日
-----	-------------

条例別表第二十に定める事務			第一号の表条例別表第二十に定める事務の項から条例別表第二十二に定める事務の項までを次のように改める。			第一号の表条例別表第十六に定める事務の項を次のように改める。			第一号の表条例別表第十六に定める事務の項を次のように改める。			条例別表第十に定める事務		
羽後町	横手市、北秋田市	羽後町	横手市、北秋田市	羽後町	藤里町	横手市、鹿角市、 潟上市	羽後町	湯沢市、潟上市、 大仙市、藤里町	横手市、羽後町	男鹿市	潟上市	横手市、羽後町	横手市、羽後町	横手市、羽後町
平成十七年十月一日	平成十八年四月一日	平成十七年十月一日	平成十八年四月一日	平成十七年十月一日	平成十七年四月一日	平成十八年四月一日	平成十七年十月一日	平成十八年四月一日	平成十七年十月一日	平成十七年四月一日	平成十八年四月一日	平成十七年十月一日	平成十七年十月一日	平成十七年十月一日

条例別表第二十七に定める事務			第一号の表条例別表第二十六に定める事務の項から条例別表第二十八に定める事務の項までを次のように改める。			第一号の表条例別表第二十六に定める事務の項から条例別表第二十八に定める事務の項までを次のように改める。			条例別表第二十一に定める事務			
横手市、羽後町	横手市、湯沢市、 鹿角市、潟上市、 大仙市、北秋田市、 仙北市、八峰町	能代市	羽後町	男鹿市	北市	横手市、湯沢市、 鹿角市、由利本荘 市、潟上市、大仙 市、北秋田市、仙 北市	能代市	湯沢市、由利本荘 市、大仙市、北 秋田市、仙北市	由利本荘市、大仙 市	鹿角市	横手市、北秋田市	横手市、北秋田市
平成十七年十月一日	平成十八年四月一日	平成十八年三月二十一日	平成十七年十月一日	平成十七年四月一日	平成十八年四月一日	平成十八年三月二十一日	平成十七年十月一日	平成十七年四月一日	平成十八年四月一日	平成十七年四月一日	平成十八年四月一日	平成十八年四月一日

条例別表第二十八に定める事務

湯上市	平成十八年四月一日
-----	-----------

第一号の表条例別表第二十八に定める事務の項の次に次のように加える。

条例別表第二十八の二に定める事務

湯上市、羽後町	平成十八年四月一日
---------	-----------

第一号の表条例別表第二十九に定める事務の項を次のように改める。

条例別表第二十九に定める事務

羽後町	平成十七年十月一日
湯上市	平成十八年四月一日

第一号の表条例別表第二十九に定める事務の項の次に次のように加える。

条例別表第二十九の二に定める事務

大館市、男鹿市、鹿角市、湯上市、大仙市、仙北市、五城目町、羽後町	平成十八年四月一日
にかほ市	平成十八年十月一日

第一号の表条例別表第三十に定める事務の項及び条例別表第三十一に定める事務の項を次のように改める。

条例別表第三十に定める事務

羽後町	平成十七年四月一日
横手市	平成十七年十月一日
大館市、男鹿市、湯上市、大仙市、五城目町	平成十八年四月一日
にかほ市	平成十八年十月一日

条例別表第三十一に定める事務

羽後町	平成十七年四月一日
横手市	平成十七年十月一日
大館市、男鹿市、湯上市、大仙市、五城目町	平成十八年四月一日
にかほ市	平成十八年十月一日

第一号の表条例別表第三十九に定める事務の項から条例別表第四十一に定める事務の項までを次のように改める。

条例別表第三十九に定める事務

小坂町	平成十七年四月一日
五城目町、羽後町	平成十八年四月一日
能代市	平成十八年三月二十一日
北秋田市、羽後町	平成十八年四月一日
能代市	平成十八年三月二十一日
大館市、北秋田市、藤里町、羽後町	平成十八年四月一日

第一号の表条例別表第四十三に定める事務の項及び条例別表第四十四に定める事務の項を次のように改める。

条例別表第四十三に定める事務

鹿角市、湯上市、藤里町、東成瀬村	平成十七年四月一日
能代市	平成十八年三月二十一日

条例別表第四十七に定める事務	
横手市	平成十七年十月一日
秋田市、藤里町、羽後町	平成十七年四月一日

第一号の表条例別表第四十七に定める事務の項及び条例別表第四十八に定める事務の項を次のように改める。

条例別表第四十六の二に定める事務	
秋田市、鹿角市、北秋田市、五城目町、羽後町	平成十八年四月一日
潟上市	平成十八年十月一日

第一号の表条例別表第四十六に定める事務の項の次に次のように加える。

条例別表第四十六に定める事務			
潟上市	平成十八年十月一日	鹿角市、大仙市、北秋田市、五城目町	平成十八年四月一日
横手市	平成十七年十月一日	藤里町、羽後町	平成十七年四月一日

第一号の表条例別表第四十六に定める事務の項を次のように改める。

条例別表第四十四に定める事務			
五城目町、羽後町	平成十八年四月一日	秋田市	平成十七年四月一日
羽後町	平成十八年十月一日		

条例別表第四十九に定める事務			
横手市	平成十八年十月一日	秋田市、羽後町	平成十七年四月一日
能代市	平成十八年三月二十一日	上小阿仁村	平成十七年十月一日

第一号の表条例別表第四十九に定める事務の項から条例別表第五十二に定める事務の項までを次のように改める。

条例別表第四十八の二に定める事務	
横手市	平成十八年十月一日
秋田市、大館市、大仙市、上小阿仁村、五城目町、羽後町	平成十八年四月一日

第一号の表条例別表第四十八に定める事務の項の次に次のように加える。

条例別表第四十八に定める事務					
能代市	平成十八年三月二十一日	鹿角市、五城目町	平成十八年四月一日	秋田市、藤里町、羽後町	平成十七年四月一日
横手市	平成十七年十月一日	鹿角市、大仙市、五城目町	平成十八年四月一日	能代市	平成十八年三月二十一日

条例別表第五十二に定める事務			条例別表第五十一に定める事務			条例別表第五十に定める事務							
鴻上市	鹿角市、北秋田市、 にかほ市	能代市	横手市	秋田市、大館市、 男鹿市、羽後町	北秋田市、にかほ 市、五城目町	能代市	横手市、上小阿仁 村	秋田市、大館市、 羽後町	横手市	大館市、大仙市、 五城目町	能代市	上小阿仁村	秋田市、羽後町
平成十八年十月一日	平成十八年四月一日	平成十八年三月二十一日	平成十七年十月一日	平成十七年四月一日	平成十八年四月一日	平成十八年三月二十一日	平成十七年十月一日	平成十七年四月一日	平成十八年十月一日	平成十八年四月一日	平成十八年三月二十一日	平成十七年十月一日	平成十七年四月一日

第一号の表条例別表第五十五に定める事務の項から条例別表第五十七に定める事務の項までを次のように改める。

条例別表第五十五に定める事務			条例別表第五十六に定める事務			条例別表第五十七に定める事務		
秋田市	能代市	横手市、湯沢市	にかほ市	横手市、湯沢市	秋田市、藤里町、 羽後町	能代市	横手市、湯沢市	美郷町
平成十七年四月一日	平成十八年三月二十一日	平成十八年四月一日	平成十八年十月一日	平成十八年四月一日	平成十七年四月一日	平成十八年三月二十一日	平成十八年四月一日	平成十八年四月一日

第一号の表条例別表第五十九に定める事務の項から条例別表第六十一に定める事務の項までを次のように改める。

条例別表第五十九に定める事務		
鹿角市、羽後町	鴻上市	秋田市、大館市、 男鹿市、鹿角市、 八郎潟町、羽後町、 東成瀬村
平成十七年四月一日	平成十八年四月一日	平成十七年四月一日

条例別表第六十一の二に定める事務 能代市、大館市、湯沢市、鹿角市、由利本荘市、潟上市、大仙市、北秋	第一号の表条例別表第六十一に定める事務の項の次に次のように加える。	条例別表第六十一に定める事務				条例別表第六十に定める事務			
		湯沢市、由利本荘市、潟上市、大仙市、北秋田市、仙北市、小坂町、藤里町、五城目町、美郷町	能代市	横手市、上小阿仁村	秋田市、大館市、男鹿市、鹿角市、八郎潟町、羽後町、東成瀬村	湯沢市、由利本荘市、潟上市、大仙市、北秋田市、仙北市、小坂町、藤里町、五城目町	能代市	横手市、上小阿仁村	秋田市、大館市、男鹿市、鹿角市、八郎潟町、羽後町、東成瀬村
平成十八年四月一日		平成十八年三月二十一日	平成十七年十月一日	平成十七年四月一日	平成十八年四月一日	平成十八年三月二十一日	平成十七年十月一日	平成十七年四月一日	平成十八年四月一日

第一号の表条例別表第六十九に定める事務の項から条例別表第七十一に定める事務の項までを次のように改める。	条例別表第六十七に定める事務				条例別表第六十六に定める事務				第一号の表条例別表第六十五に定める事務の項を次のように改める。						
	大仙市	能代市	鹿角市	にかほ市	湯沢市、大仙市、仙北市、五城目町	上小阿仁村	男鹿市、鹿角市	秋田市	湯沢市、潟上市、大仙市、北秋田市	田市、にかほ市、仙北市、小坂町、八峰町	三種町、羽後町	大仙市	能代市	鹿角市	にかほ市
平成十八年四月一日	平成十八年三月二十一日	平成十七年四月一日	平成十八年十月一日	平成十八年四月一日	平成十七年十月一日	平成十七年四月一日	平成十七年四月一日	平成十八年四月一日	平成十八年十月一日	平成十八年十月一日	平成十八年四月一日	平成十八年三月二十一日	平成十七年四月一日	平成十八年十月一日	平成十八年四月一日

条例別表第七十六に定める事務	羽後町	平成十八年十月一日	第一号の表条例別表第七十二に定める事務の項の次に次のように加える。													
			条例別表第七十一に定める事務			条例別表第七十に定める事務			条例別表第六十九に定める事務							
			にかほ市	湯沢市、由利本荘市、大仙市	鹿角市	湯沢市、潟上市、大仙市、北秋田市	横手市、上小阿仁村	東成瀬村	秋田市、鹿角市、八郎潟町、羽後町、東成瀬村	にかほ市	湯沢市、潟上市、大仙市、北秋田市、五城目町	横手市、上小阿仁村	鹿角市、八郎潟町、羽後町	平成十八年十月一日	平成十八年四月一日	平成十八年四月一日

秋田県告示第百三十号 市町村が処理することとする権限移譲対象事務の範囲等（平成十七年秋田県告示第	大仙市	平成十八年四月一日	第一号の表条例別表第七十八に定める事務の項の次に次のように加える。																
			条例別表第八十四に定める事務			条例別表第八十二に定める事務			条例別表第八十一に定める事務										
			湯沢市	上小阿仁村	鹿角市、羽後町	湯沢市	上小阿仁村	鹿角市、羽後町	湯沢市	上小阿仁村	鹿角市、羽後町	鹿角市、小坂町	羽後町	鹿角市、小坂町	平成十八年四月一日	平成十七年十月一日	平成十七年四月一日	平成十七年十月一日	平成十七年四月一日

五十二号)の一部を次のように改正し、平成十八年十月一日から施行する。  
平成十八年二月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

第一号の表条例別表第六十五に定める事務の項を次のように改める。

条例別表第六十五に定める事務		
秋田市	湯沢市、潟上市、 大仙市、北秋田市	平成十七年四月一日
にかほ市		平成十八年十月一日

第一号の表条例別表第六十五第二号に定める事務の項中「、にかほ市」を削り、同表条例別表第六十七に定める事務の項を次のように改める。

条例別表第六十七条に定める事務		
鹿角市	能代市	平成十七年四月一日
	大仙市	平成十八年三月二十一日
	にかほ市	平成十八年四月一日
		平成十八年十月一日

第二号の表条例別表第八十五第二十六号に定める事務の項中「横手市、にかほ市」を「横手市」に改める。

秋田県告示第百三十一号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退があったので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の五第二項において準用する同条第一項の規定に基づき、告示する。

一 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
-------	-----	-----	---	---	-------------	------------

平成十八年二月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
田中医院	湯沢市内舘町十四	平成十八年二月一日

秋田県告示第百三十二号

次の加入区について漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意があったものと認めためたので、同法第一百二十二条の二第三項の規定に基づき、公示する。

平成十八年二月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

戸賀加入区

秋田県告示第百三十三号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)第一百三十三条第三項の規定により、秋田都市計画事業秋田駅東拠点地区土地区画整理事業施行者秋田市長佐竹敬久から土地区画整理事業施行地区内の土地について換地処分の一部を取り消し、新たに平成十八年二月六日換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項の規定に基づき、公告する。

平成十八年二月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第百三十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
平成十八年二月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

県道		新	旧
		国見大曲線	国見大曲線
		大仙市清水字桑田二四番三から五〇番三まで	大仙市清水字桑田二四番四から五〇番三まで
		一三・〇〇〇～一四・〇〇〇	一三・〇〇〇～一九・〇〇〇
		〇・一〇五	〇・一〇五

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 (一) 場所 建設交通部道路課  
 (二) 期間 平成十八年二月十七日から同年三月二日まで

秋田県告示第百三十五号  
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。  
 平成十八年二月十七日

一 供用開始の区間  
 秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区間
一般国道	百三十三号	鹿角市十和田大湯字高崩二番九から字土沢三八番一九まで

二 供用開始の期日 平成十八年二月十七日  
 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 (一) 場所 建設交通部道路課  
 (二) 期日 平成十八年二月十七日から同年三月二日

公 告

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百二十号)第百四十八条第一項の規定により、次のとおり避難施設を指定したので、公告する。  
 平成十八年二月十七日

秋田県知事 寺田典城  
 (「次のとおり」は、省略し、知事公室総合防災課及び地域振興局総務企画部に備

え置いて縦覧に供する。

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定により、坂繋地区土地改良事業協同施行委員会から申請があった土地改良事業(坂繋地区単小規模土地改良事業)の施行について、平成十八年二月十日認可したので、同法第九十五条第四項の規定に基づき、公告する。  
 平成十八年二月十七日  
 秋田県知事 寺田典城

平成十八年二月八日県営土地改良事業(横沢地区ほ場整備事業)の換地処分をしたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。  
 平成十八年二月十七日  
 秋田県知事 寺田典城

平成十八年二月九日県営土地改良事業(八幡地区ほ場整備事業)の換地処分をしたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。  
 平成十八年二月十七日  
 秋田県知事 寺田典城

正 誤

ページ 段 行 誤 正

平成十五年十一月二十一日(第千五百二十四号)掲載の秋田県公告(土地改良区の役員)の退任及び就任の届出(原稿誤り)  
 三 下 一 一 一 就任理事 就任監事

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話(0862)876600  
FAX(0863)000505  
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄